

宮城県警察射撃場管理及び使用規程を次のように定める。

令和2年5月22日

宮城県警察本部訓令第17号

宮城県警察射撃場管理及び使用規程

宮城県警察射撃場管理及び使用規程（昭和37年宮城県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、宮城県警察の射撃場の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 射撃場 宮城県警察学校射撃場をいう。

(2) 射撃場管理 射撃場並びにその附属施設、備品及び訓練用具（以下「射撃場等」という。）を維持管理することをいう。

（射撃場管理責任者）

第3条 射撃場に射撃場管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警察学校長をもって充てる。

2 管理責任者は、射撃場管理の責めに任ずるとともに、射撃場等を最良の状態に維持し、その射撃場等の不備から危険が生じることのないように注意を払わなければならない。

（射撃場副管理責任者及び射撃場管理補助者）

第4条 管理責任者は、宮城県警察学校副校長を射撃場副管理責任者（以下「副管理責任者」という。）に指名し、管理責任者の補佐として射撃場管理に当たらせるものとする。

2 管理責任者は、宮城県警察学校に勤務する者の中から射撃場管理補助者（以下「管理補助者」という。）を指名し、射撃場管理の補助に当たらせるものとする。

（管理事項）

第5条 副管理責任者及び管理補助者は、次の各号に掲げる事項に留意し、射撃場管理に当たらなければならない。

(1) 射撃場等の整理整頓に努め、訓練環境の整備を図ること。

(2) 射撃場等は、適正に使用させること。

(3) 訓練等終了後、電源の状態及び各扉の施錠状況を確認すること。

(4) 射撃場等に故障が生じた場合は、速やかに管理責任者にその状況を報告し、指示を受けること。

(5) 射撃場等の使用後は、射撃場等を巡視及び点検するものとする。

（鍵の保管）

第6条 射撃場及びその付随施設の鍵は、副管理責任者が保管し、不在の場合は、代理者を指名してこれを保管させるものとする。

（射撃場使用の許可申請）

第7条 射撃場を使用する場合は、管理責任者に事前申請し、使用許可を得なければならない。

(報告)

第8条 訓練等で射撃場を使用した場合は、当該訓練等を実施した責任者（以下「訓練等責任者」という。）は、異常の有無を管理責任者に報告するものとする。

2 訓練等責任者は、射撃訓練中に事故が生じた場合は、その状況を直ちに所属長を経て、警察本部長及び管理責任者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。